平成31年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	6		府省庁名 経済産業省					
対象	税目	個人	人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()					
要望 項目名		事	事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例					
要望内容(概要)		-	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 大規模法人による出資割合が一定以上となる場合、出資を受けた中小企業は中小企業税制が適用されない制度と なっているところ。					
関係条文			寺例措置の内容 −定の要件を満たす事業承継ファンドから出資を受けた際も中小企業税制の適用を可能とする要件緩和を行う。					
		地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第42条の4、租税特別措置法施行令第27条の4第12項						
減 見辺			切年度] — — (—) [平年度] — — (—) 改正増減収額] — (単位:百万円)					
要望理由		(1)政策目的 現在、中小企業の経営者の高齢化が急速に進行しており、事業承継の促進は待ったなしの課題となっている。一方で、中小企業においては、経営人材の不足や後継者の資金不足等、事業承継に向けた課題が多く、中小企業自らがこれを解決することが困難な場合がある。						
		事に対する	こうした中、例えば、地域金融機関においては、金融機能・金融サービスの高度化の一環として、地域活性化や 業再生に特化したファンドの組成が順次進められているところである。その中で、事業承継案件に対して集中的 投資を行う、いわゆる"事業承継ファンド"の数も、近年漸進的に増えてきているところ。こうした事業承継フ ンドは、引退を希望する現経営者から株式を買い取った上で必要に応じて対象企業に経営人材を派遣するなどし 経営指導を行い、事業承継の準備が整ったところで社内又は社外の承継者へと株式を譲り渡すといった流れで支 を行っており、先代から次の世代への円滑な事業承継をサポートする取り組みを行っている。					
		b,	中小企業の事業承継を促進するためには、このような事業承継ファンドの取組みを加速化する必要があることか 事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進する環境を整備すべく、一定の要件を満たす事業承継ファンド ら出資を受けた場合でも、出資を受けた中小企業が中小企業向けの税制措置を活用できることとする。					
		(2)施策の必要性					
		現行制度においては、事業承継ファンドを通じた大規模法人による出資割合が一定以上となる場合、出資を受けた中小企業は中小企業税制が適用されない制度となっており、事業承継ファンドから出資を受けた後の円滑な事業活動の継続に支障が生じている。						
		そこで、事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進する環境を整備すべく、一定の要件を満たす事業承継ファンドから出資を受けた場合でも中小企業向けの税制措置を活用できることとする必要がある。						
本要		_						
対応縮調								
			ページ 6—1					

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	中小企業・地域経済事業環境整備				
合理性	政策の 達成目標	事業承継ファンドを通じた事業承継を促進する。				
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	期限の定めなし				
	同上の期間中 の達成目標	_				
	政策目標の 達成状況					
有	要望の措置の 適用見込み					
勃性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	事業承継ファンドが行う経営指導等による事業承継支援を一層促進し、併せて、中小企業の設備 投資を促進して、その成長に不可欠な設備への投資の加速化を図り、もって地域経済の発展に資す る。				
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	・非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予(租税特別措置法第70条の7から第70条の7の8まで) ・中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置(租税特別 措置法第80条第3項、地方税法附則第12条第16項)				
相	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_				
性性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係					
	要望の措置の 妥当性	事業承継ファンドから出資を受けた中小企業においては、将来の事業承継に向けた磨き上げを行わなければならない。しかしながら、事業承継ファンドを通じた大規模法人からの出資割合が一定以上となる場合には、当該中小企業は中小企業税制の適用を受けることができず、磨き上げのための積極的な設備投資等が阻害される。 このため、円滑な事業承継の一層の促進と中小企業の経営力向上に向けて、現行制度を改める必要がある。				
		ページ 6-2				

	党負担軽減措置等の 通用実績	_		
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	_		
月	党負担軽減措置等の適 引による効果(手段と いての有効性)	ı		
	回要望時の E成目標	-		
适	回要望時からの 重成度及び目標に 重していない場合の理 日	_		
٦	れまでの要望経緯	_		
			ページ	6—3